

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、令和8年度（2026年度）の鎌倉市による障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達等の推進等に関する方針を定める。

2 基本的考え方

障害者就労支援施設等で就労等に従事する障害者の自立の促進に資するため、鎌倉市が物品等を調達するときは、障害者就労支援施設等へ優先的に発注する。

3 物品等の調達等の推進方法

(1) 方針の適用範囲

この方針は、鎌倉市のすべての課等に適用する。

(2) 調達を推進する物品等

調達を推進する物品等は、別表のとおりとする。

(3) 発注を行う障害者就労支援施設等

発注を行う障害者就労支援施設等は、次のとおりとする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所

カ 在宅就業障害者

キ 在宅就業支援団体

ク 小規模作業所

ケ 特例子会社

コ 重度障害者多数雇用事業所

(4) 調達目標額

調達目標額は、2,500,000円以上とする。

(5) 職員への周知及び啓発

障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進するため、法の趣旨を十分に職員が理解できるよう、この方針の周知及び啓発を行う。

4 物品等の調達方法

(1) 物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等の規定により随意契約を締結することができる場合には、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を行う。

(2) 障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報収集を行い、庁内各課に情報提供を行い、組織全体で推進に取り組む。

5 調達実績の公表及び方針の見直し等

(1) 調達実績の公表

当該年度の終了後、調達実績をまとめ、その内容を鎌倉市ホームページ等に公表する。

(2) 方針の見直し等

毎年度、前年度の調達実績、当該年度の予算、事務・事業の予定、及び障害者就労支援施設等が調達可能な物品等の確認等を勘案して、前年度の方針を見直し、新たに当該年度の方針を定め、これを鎌倉市ホームページ等に公表する。

6 共同受注窓口

市は障害者就労施設等に対し、神奈川共同受注窓口への登録の勧奨や情報提供を行い、安定した受注につながるよう支援するものとする。

7 その他

障害者の経済的な自立の促進に寄与するため、本市が直接発注する物品・役務に限らず指定管理業務においても可能な範囲で障害者就労施設等からの物品等の調達拡大が図られるよう努めるものとする。

別表

種 別	品 目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など